

企画競争実施の公示

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

令和6年2月9日

分任支出負担行為担当官
東京空港事務所長 松岡 慎治

1. 業務概要

- (1) 業務名：東京空港事務所 乗用旅客自動車借上契約（巡回・宮古）
- (2) 業務内容：東京空港事務所が所管する航空保安施設の巡回保守及び緊急保守を実施するため。
- (3) 履行期間：令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

2. 企画競争参加資格要件

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

- (2) 予決令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和04・05・06年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」に格付けされた競争参加資格を有する者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格を継続する為に必要な手続きを行った者であること。）。ただし、複数者の委任を受けた任意団体が競争に参加する場合は、委任者全てが上記条件を満たすこと。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加の資格に関する公示」（令和5年3月31日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

- (4) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）の規定（第3章第4節を除く。）又はこれらの規定に基づく命令に違反した日若しくは処分（指導を含む）を受けた日から5年を経過しない者ないこと（これらの規定に違反して是正指導を受けた者のうち、入札参加関係書類提出時までに是正を完了している者を除く。）。
- (5) 労働保険、厚生年金保険、全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の未適用及

びこれらに係る保険料の未納がないこと（入札参加関係書類提出時において、直近2年間の保険料の未納がないこと。）。

- (6) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
但し(3)の競争参加資格を継続するために必要な手続きを行った者を除く。
- (7) 企画提案書の提出期限から見積徴取日までの間に、国土交通省東京航空局長から「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領(昭和59年6月28日付空経第386号)」に基づく指名停止を受けていない者であること（但し、中小企業等協同組合法又は特別の法律によって設立された組合又は連合会にあっては、当該組合又は連合会の構成員のうち、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている構成員がいる場合、当該構成員を、本契約の履行期間中、本業務に従事させないこと。）。
- (8) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (9) 事業の種別として、「一般乗用旅客自動車運送事業」の許可を、営業区域として「宮古交通圏」の許可を受けていること。ただし、福祉タクシーのみの許可は除く。

3. 手続等

(1) 担当部局

〒144-0041

東京都大田区羽田空港3-3-1

国土交通省 東京航空局 東京空港事務所 総務部 会計課 調達担当
電話 (03) 5757-3004

(2) 企画提案説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年2月9日（金）から令和6年2月19日（月）までの土曜日、日曜日及び祝祭日を除く午前10時から午後5時までの間

上記3.(1)に同じ。

無償にて貸与する。

なお、3.(1)の交付場所以外で企画提案説明書の交付を希望する場合は、3.(1)に事前連絡のうえ、東京航空局管内の空港事務所等で交付を受けることが出来る。

(3) 企画提案書等の提出期限、場所及び方法

令和6年2月19日（月）午後5時まで

上記3.(1)に同じ。

持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）すること。

4. その他

- (1) 本公示に係る契約締結は、当該契約に係る令和6年度予算が成立し、予算示達がなされることを条件とするものである。
- (2) 企画提案の特定方法は、各評価項目に配点を付し、提案内容に応じ得点を与え、

その合計得点が、説明書で示す割合以上を超える提案者のうち、得点合計の上位の者から1者を特定する。

- (3) 企画提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。なお、契約の締結方法は、企画提案が特定された1者と見積徴取を実施し、当方の予定価格の範囲内の価格の見積もりを提出した場合に随意契約を結ぶ予定である。
- (4) 手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口　上記3.(1)に同じ。
- (6) 企画提案書の作成及び提出等に要する費用は、企画提案者側の負担とする。
- (7) 提出された企画提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (8) 企画提案書に虚偽の記載をした場合においては、「航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年6月28日付空経第386号。）に基づく指名停止を行うことがある。
- (9) 特定した企画提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (10) 業務の具体的な取組方法について企画提案を求めるものであり、契約後の実際の業務遂行にあたっては、企画提案書を踏まえつつ、実施することとする。
- (11) 契約締結日及び履行開始日は令和6年4月1日からとする。
- (12) その他の詳細は説明書による。